

## 介護職員等特定処遇改善加算に基づく「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも数度の取組が行われており、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定においては「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

<p>介護職員特定処遇改善加算算定要件とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること</li> <li>・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること</li> <li>・ 賃上げ以外の処遇改善の取組について「見える化」を行っていること</li> </ul> <p>～「見える化」要件とは～</p> <p>介護サービス情報公表制度や事業所のホームページ等を活用して、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載することにより、外部から見える形で公表することです。</p>
---

以上の要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を下記の通り公表致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	職員の資質向上の増進を図るため、受講料や研修費の助成を行うこと、働きながら介護福祉士等の資格を目指す職員のため、法人による実務者研修の開催、認知症介護に関する研修事業の実施により、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	みまもり支援型介護ロボット、介護リフトの導入により、腰痛対策を含む負担軽減に努めている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業に関する規程を整備し、希望する職員の取得支援、仕事と子育ての両立の一環として保育施設を整備している。
その他	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、臨床心理士（公認心理士）の配置によるココロリフレッシュルームの設置、職員休憩室の確保、喫煙室や分煙スペースの整備をしている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	本人及び障害程度によっては家族との面談により、本人に無理のない業務プログラムの設定、公共交通機関に合わせた勤務シフトによる就業等、障害を有する職員が働きやすい環境を整備している。